



記者発表資料

平成31年4月7日
美浜区選挙管理委員会事務局
電話 270-3200
内線 96-210

統一地方選挙における投票用紙の交付誤りについて

4月7日執行の統一地方選挙の投票所において、区内の別の投票所で投票すべき選挙人へ投票用紙を誤って交付したことによる投票があったので、お知らせします。

1 誤りのあった投票所

美浜区第17投票所 稲浜小学校

2 経過

本日午後6時3分、第17投票所に美浜区の他の投票所で投票すべき選挙人が来場した。入場整理券のバーコードを読み取った受付のパソコン画面には、他の投票所の選挙人が来た場合のエラーメッセージが出たにもかかわらず、事務従事者が当該選挙人をそのまま市議選と県議選の投票用紙交付係に案内し、当該選挙人が市議選と県議選の投票を行った。

当該選挙人が投票した後、投票所から午後6時6分に区選挙管理委員会に連絡があり、交付誤りであったことが発覚した。

3 投票された票数

千葉市議会議員一般選挙及び千葉県議会議員一般選挙 各1票

4 当該投票の取り扱い

当該選挙人は、美浜区の選挙人であるが、別の投票所で投票したため、その投票は無効票となるところ、すでに投函され特定できないことから、正しく候補者名が記載されている場合、有効票として扱われる。

5 対応策

当該選挙人が本来投票すべき投票所には、選挙人がすでに投票した旨、連絡し、2票目の行使をされないよう措置を行った。

各投票所には本事例の周知を行い、受付時の画面表示を確認してから処理を行うことを区内全投票所に周知した。

7月に執行が予定されている参議院選挙に向け、事務従事者に周知徹底を図る。